

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査の合理化

提案団体

秋田県、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村、福島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査について、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

具体的な支障事例

公共事業については、昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に基づき、財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている。具体的には、国土交通省所管の補助事業等の契約状況について、年度当初に地方整備局総務部会計課から依頼があり、毎月報告をしているが、地方整備局道路部からも次年度当初予算の配分作業の参考のため、別途不定期で重複して電話やメール等で同様の依頼をされている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」で提出している数字を基に、別様式で作成・回答しなければならず、数字の整合性の確認や決裁等、事務手続に関する業務量が増えている状況である。

また、総務省自治財政局より四半期毎の公表を目的とした「公共事業等の事業計画及び事業施行状況等に係る調査」が県財政部局に依頼されており、令和3年度から調査様式が簡素化されるなどしているが、同様に公共事業等に関する執行状況調査が依頼されている。当該調査についても、国土交通省調査と内容が重複している部分が多く、業務負担の増加に繋がっている。さらに、令和4年度の国補正予算に関しては、内閣府から地方整備局を経由し執行状況のフォローアップ調査と称し、補正予算だけに特化した予算執行状況調査(契約時期見込み等)が行われている。

以上のように、上述の調査において回答内容に重複する事項(予算額、契約額、支出額、繰越額等)も多いため、重複して調査を行う必要はないと思われる。特に、地方整備局道路部からの依頼については、既に地方整備局総務部会計課に対して回答している内容について再度回答を求めるものであり、調査の必要性は低いと考える。したがって、都道府県における業務を効率化するため、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各府省庁からの調査への回答に係る業務の効率化が図られる。

根拠法令等

昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」
令和4年6月17日付国官会第7993号「令和4年度公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告につ

いて」

上記調査のため、地方整備局が上乘せで行っている事業執行状況調査

総財務第 40 号令和2年4月 28 日付「公共事業等の事業執行計画及び事業執行状況等に係る調査について（依頼）」

令和5年1月 10 日付内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当）事務連絡「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の全事業の進捗状況調査について（依頼）」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島市、茨城県、小山市、高崎市、川崎市、横須賀市、浜松市、寝屋川市、奈良県、広島市、吉野川市、高知県、熊本市

〇類似した照会内容ではあるにもかかわらず、書式や記載方法、単位等の詳細部が異なるため、照会ごとに回答の仕方（考え方）を変える必要があり、各照会の整合性をとるために時間を要している。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

内閣府の調査は、経済対策の早期実行、進捗管理の徹底のため、各省庁に対して、経済対策・補正予算の全事業（約 1,300 事業）の進捗状況や進捗見込みの把握を求めているものである。

これまでも、各省庁が既存調査の結果を活用して内閣府に回答することを可能とする等、効率的な調査の実施を図ってきたところであり、今後も地方公共団体の負担に配慮して調査を実施してまいりたい（既存調査の活用が可能であることの更なる周知等）。

【総務省】

本調査については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ実施しているものであり、今後も継続して行うことが必要であると考えているところ。

そうした中、今回の提案を踏まえ、関係省庁に対して調査結果を提供することも可能であると考えている。

本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】

本内容の提案は、令和3年度の提案募集において同種の提案があり、本件も当省（財務省）において実施している昭和 42 年5月 1 日付蔵計第 946 号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」（以下、「公共事業等施行状況調査」という。）の調査自体に対する指摘ではなく、「財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている」との指摘と認識しているのですが当方の考えに齟齬はございますでしょうか。

【国土交通省】

重複する項目については、調査の効率化に向けた調整等を実施する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助事業等における事業執行状況については、地方自治体が責任を持って管理するものと考えている。

地方自治体においては、事業の執行状況を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき、年度終了実績書等を提出しており、国に対して法令等に定められた手続きを遵守しその責務は果たしているところである。

国土交通省所管の補助事業等の契約状況に係る①地方整備局会計課からの依頼並びに②地方整備局道路部からの依頼、③総務省自治財政局による「公共事業等の事業計画及び事業執行状況等に係る調査」及び④内閣府による予算執行状況調査（契約時期見込み等）については、回答内容に重複する事項も多いと考えている。関係省庁で十分に調整の上、必要性が低い調査については廃止するなどの抜本的な見直しを求める。その上で、調査が必要と考える場合にあっては、地方自治体への調査の依頼は最小限かつ最低限のものとし、地方自治体より他府省庁等へ報告済みである事項及び数値等については、他府省庁間で十分調整の上、地方自治体には改めて報告を求めないことを重ねて求める。また、特に②の調査については、①で回答しているものを再度回答するものであり、調査の必要性は低いと考える。

第1次回答においては、いずれの省庁においても前向きな御回答をいただいていることから、関係省庁で調整の上、上述の求めについて、具体的な措置内容や検討スケジュールなどご教示いただきたい。

なお、財務省からの回答については、「公共事業等施行状況調査」に対する指摘ではなく、類似した各府省庁の他調査に対しての指摘である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【広島市】
本市としては、財務省の認識のとおりと考えています。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

【内閣府】
今後の調査にあたっては、各省に対して既存調査の結果の活用が可能であることを周知する等、地方公共団体の負担に配慮した効率的な調査方法を引き続き検討し、実施してまいりたい。

【総務省】
本調査は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において「公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表する」と明記されていることを踏まえ実施しているもの。今後もこれらの内容を満たすことができるよう継続して調査を行うことが必要であると考えている。
本調査の結果については、今回の提案を踏まえ、関係府省庁に対し、その求めに応じて提供することが可能である旨共有したところ。

本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】
第1次回答を踏まえた提案団体及び追加共同団体からの見解の通りと認識している。

【国土交通省】
各地方整備局に対して、次回の調査以降、各地方整備局会計課からの依頼で既に把握している調査項目について重ねて調査を行わないよう、当該項目が記入された調査様式を使用する等の効率化を実施するよう周知を行う。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

215

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

官庁会計システム(ADAMS)の支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る名称の明示

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

ADAMS の支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る負担金名称を明示することを求める。

具体的な支障事例

ADAMS の支払計画表等について、厚生労働省所管の支出科目に「国民健康保険療養給付費等負担金」という項目があるが、実際には以下の4負担金が含まれているにもかかわらず、負担金の名称が表示されていないため、確認作業が煩雑となっている。

<該当する負担金名称>

- ・国民健康保険高額医療費負担金
- ・国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金
- ・国民健康保険保険基盤安定負担金
- ・国民健康保険療養給付費等負担金

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務を行う自治体の業務負担が減少し、事務処理の誤り等の防止が図られる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、千葉県、海老名市、長野県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県

—

各府省からの第1次回答

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第四十一条に基づいて行う支払計画表の通知については、当該条項で定めるとおり、「歳出予算に定める部局等及び項の区分」を明らかにするものである。ただし、官庁会計システム(ADAMS)においては、予算現額、示達及び執行等における管理の統一性の観点から、令和4年1月4日財会セ第1号財務省会計センター所長通知「電子情報処理組織を使用して国の会計事務

を処理する場合における一般的留意事項、特殊な取扱い等について」の 29 により、支払計画表の入力を「目」で行うこととしている。

そのため、官庁会計システム(ADAMS)の支払計画表において国民健康保険高額医療負担金等の目細や事業名ごとの額を通知することは、法令上の根拠がないためできない。

国民健康保険高額医療費負担金、国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金、国民健康保険療養給付費負担金については、自治体の事務処理軽減や誤り防止を目的として、支払計画表の通知前に支払日毎の支払示達予定日や支払額を通知や事務連絡等で示している。一方、国民健康保険保険基盤安定負担金については、交付決定時に支払示達日及び支払額は示しているが、支払計画表の通知前に支払示達予定日は、現在は示していない。

今後は自治体の事務処理軽減や誤り防止のため、国民健康保険保険基盤安定負担金を含め、(目)国民健康保険療養給付費等負担金内のすべての事業において通知や事務連絡で支払日毎の支払示達予定日を事前に通知する取扱いに統一する。また、こうした取り組みについて自治体に直接周知するなど自治体の事務処理軽減や誤り防止に努めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答のとおり、「目」名称の「国民健康保険療養給付費等負担金」に含まれている一部の負担金については支払計画表通知前に支払日毎の支払示達日が記載されているところであり、今後は同一「目」に含まれる負担金については全て同一の取扱いとすることについて、着実に実施されたい。

また、支払計画表の入力については「目」単位で行うこととされているため、現在の記載を目細や事業名単位に細分化して記載することが困難であるということも理解したところである。

しかしながら、当県では令和 4 年度国民健康保険高額医療費負担金について、当初貴省から通知されていた支払示達日が予告なく変更され、変更についての連絡も無かったことから、当該負担金に係る支払計画表が到着した際に特定に時間を要した経緯がある。こうしたことから、負担金毎の通知だけではなく、支払計画表自体にも一見して支払対象となる負担金を特定できる仕組みが必要であると考えます。

支払計画表を「目」から細分化することが法令上困難である場合、例えば同表中の「摘要」欄に当該「目」の示達額に含まれる負担金の名称を略記するなど、国費事務を受託している都道府県側が一見して支払内容を特定できる取組について再度ご検討願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

官庁会計システム(ADAMS)上は支払計画表の「摘要欄」に記入が可能であるが、手入力での作業になる。各都道府県分の負担金名を全て手入力することによる作業の負担増や財務省への申請等のスケジュールの遅れ、また入力誤りによる事後修正が不可能(※)であるリスクがあるため、「摘要欄」への入力による対応は難しいと考えている。

(※)システム上、支払計画示達の財務省承認後の修正は困難。

代替として、各支払計画の示達後、支払計画表を各都道府県宛に共有する際、各負担金の示達日、示達額を記載した資料を添付する対応であれば可能である。

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】
(21)国民健康保険法(昭 33 法 192)
(iii)国民健康保険療養給付費等負担金(70 条)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・支払計画表を各都道府県に通知する際に、当該負担金に含まれる負担金ごとの示達日及び示達額を記載した資料を添付することとした。

[措置済み(令和5年10月度支払計画表から実施)]

・国民健康保険保険基盤安定負担金(72条の4)及び未就学児均等割保険料負担金(72条の3の2)についても、他の負担金と同様に、支払計画表の通知前に支払日ごとの支払示達予定日及び支払予定額を示すこととし、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和5年12月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)]